

## 平成21年度介護報酬改定の概要(小規模多機能)

### ①新規事業所開設後、一定期間経営の安定化を図るための評価

利用者が多い事業所では収支が安定化する傾向にあることを踏まえ、居宅支援事業所との連携推進や利用者の増加を図るとともに、宿泊サービス利用者がいない場合の夜勤職員の配置基準の見直しにより、経営の効率化のための措置を講じた上で、事業開始後の一定期間、経営の安定化を図る評価を行う。

#### ・新設「事業開始時支援加算」Ⅰ：500単位/月・人

事業開始後1年未満の事業所

(但し登録定員が届出定員の80%を超えた場合は加算しない)

#### ・新設「事業開始時支援加算」Ⅱ：300単位/月・人

事業開始後1年以上2年未満の事業所

(但し登録定員が届出定員の80%を超えた場合は加算しない)

### ②認知症高齢者への対応や常勤かつ専従の看護職員配置への評価

利用ニーズに対応するため、認知症高齢者への対応や常勤かつ専従の看護職員配置を評価する。

#### ・認知症加算(Ⅰ)：800単位/月・人

認知症日常生活自立度Ⅲ以上の登録利用者

#### ・認知症加算(Ⅱ)：500単位/月・人

要介護2に該当する認知症日常生活自立度Ⅱの登録利用者

#### ・看護職員配置加算(Ⅰ)：900単位/月・人

常勤かつ専従の看護師を1名以上配置している場合

#### ・看護職員配置加算(Ⅱ)：700単位/月・人

常勤かつ専従の准看護師を1名以上配置している場合

### ③サービスの提供が過少である事業所に対する評価の適正化

#### ・過少サービスに対する減算：所定単位数に70/100を乗じた単位数で算定

登録利用者1人あたりの平均利用回数が1週間に4回未満の事業所に適用  
全登録利用者の平均利用回数であって、特定の1人の利用回数ではない

#### ④介護従業者の専門性キャリアに着目した評価(いずれか1つのみ算定)

- ・研修を実施しており、介護福祉士が40%以上配置されていること  
500 単位/月・人
- ・研修を実施しており、常勤職員が60%以上配置されていること  
350 単位/月・人
- ・研修を実施しており、3年以上勤続している者が30%以上配置されていること  
350 単位/月・人

#### ⑤その他

- ・宿泊サービスの利用者がいない場合には、夜間および深夜の時間帯に係る小規模多機能型居宅介護従事者を置かないことができるとする。

宿直者を自宅待機で良いとする規制緩和

- ・居間および食堂の面積を「3 m<sup>2</sup>に通いサービスの利用定員を乗じた面積以上」から「機能を十分に発揮し得る適当な広さ」に改める。

例えば、通所定員15名とする場合には、必ずしも45 m<sup>2</sup>以上の居間および食堂でなければならないというわけではない

一般的な民家の住宅改修でも通所定員15名を可能にする規制緩和

- ・地域加算においては若干の変動があるものの、特に影響力を与えるものではないため省略。

#### ◇厚生労働省施設計画課への取材詳細◇

- ・①～④の加算については、利用者1人においてそれぞれ算定するものである。
- ・介護福祉士等の人員割合算定方法は、常勤・非常勤問わず、**常勤換算法**にて全体に占める介護福祉士の労働時間数(常勤換算)が40%以上であれば加算とする。
- ・認知症加算について、生活自立度は市区町村が管理する認定調査資料(意見書)に基づいて算定されるが、主治医と認定調査員の間でランクの相違があることは想定外で、どちらを優先するかは未定である。(市区町村判断となる可能性もある)
- ・事業開始時支援加算が利用者負担となることについて、合理性にかけるが現制度上1割をご負担いただくことはやむを得ない旨、ご理解いただきたい。